

第4 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の現状

ア ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況

憲章及び行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況として、14 指標の数値目標への到達状況をみると、現時点において数値目標の水準に達したものは1 指標となっている。

また、行動指針策定時等以降の14 指標の動向をみると、①把握できる期間が限られること、②景気・経済の動向等政策以外の外部要因の影響を受けるものであることから、現時点において、これにより本政策の効果の発現状況として十分な評価は行えないものの、①14 指標の中には、行動指針策定時等以降、数値が多少とも改善しているものが11 指標あること、②前述第3-2のとおり、指標の数値目標の達成に向けた施策・事業として一定の有効性が認められる国の施策・事業があることなどから、本政策による一定の効果もあったものと考えられる。

なお、今後の本政策による効果の把握に当たっては、憲章において国が果たすべき役割は環境整備の促進・支援策等とされている中で、例えば、「保育等の子育てサービスを提供している割合」の指標である「保育サービス（3歳未満児）」及び「放課後児童クラブ（小学1年～3年）」については、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされており、こうした取組や、それによる「保育等の子育てサービスを提供している割合」の動向について注視していく必要がある。

イ 国におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等

- ① ワーク・ライフ・バランスの推進に関連する国の施策・事業の実施に当たっては、設定された数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる施策・事業を政策手段として位置付けることが本来必要であると考えられる。しかし、内閣府では、行動指針に基づく国の取組事項ごとに各府省が実施している施策・事業の取りまとめを行っているものの、数値目標が設定された各指標に対応する国の施策・事業の位置付けを行っていない。

このため、数値目標が設定された各指標と国の施策・事業との関連性が明確になっておらず、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業について、その達成に向けた効果の把握・分析等を行うことは、困難なものとなっている。

また、数値目標の達成に向けた施策・事業の効果の把握・分析等に当たっては、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる複数の個別事業が含ま

れる施策・事業や毎年度の予算措置を必要としない施策・事業を含め、数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付ける必要がある。

- ② 評価部会における点検・評価は、主として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」作成過程の中で行われていることもあり、i) 数値目標の達成が困難とみられる指標等の全てについては、動向の原因分析が十分行われていない、ii) 指標の全てについては、数値目標の達成に向けた国の施策・事業を含めた各主体の取組状況及びその効果の分析が行われていないなど、十分なものとなっていない。また、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業について、点検・評価結果に基づき、個別事業を見直すなどの政策への反映が十分図られていない。

なお、行動指針の規定に照らしても、評価部会の点検・評価は、国の施策・事業の見直しを含む政策への反映を主たる目的とすべきものであるが、評価部会開催要綱にはその旨の規定はされていない。

- ③ 連携推進会議の状況をみると、同一の数値目標に対応する施策・事業について関係府省間での重複の排除及び連携した実施など、数値目標の達成に一定の影響を及ぼすことができる国の施策・事業を効率的かつ効果的に推進するための連携推進会議を活用した連携は行われていない。

また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを行うためには、連携推進会議において関係府省間の連携・調整機能の発揮が求められるが、連携推進会議開催要綱には、その旨の規定はされていない。

ウ 地方公共団体におけるワーク・ライフ・バランスの推進体制等

調査した 51 地方公共団体のうち、ワーク・ライフ・バランスの推進体制を整備しているものが 43 団体あり、これらの団体のうち、庁外の関係機関等と連携し体制を整備している 12 団体における推進組織の構成員をみると、企業の代表者、労働者の代表者、国（都道府県労働局）及び関係市町村と連携しているなど、官民が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進しているものがあつた。

調査した団体では、ワーク・ライフ・バランスを推進するため官民が一体となった連携推進体制を整備することにより、①関係団体等との連携の推進により多様な事業の実施が可能となった、②関係企業等からの意見等を聴取することにより、従来がより効果的かつ効率的なものとなったなどの効果が挙げられているものもある。

(2) 指標及び国の施策・事業の有効性等

ア 就業率及びフリーターの数

「就業率」及び「フリーターの数」の各指標について、指標の有効性の観点から評価した結果、これら指標の数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合や若年層の不本意非正規の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。

イ 指標（話合い）

指標（話合い）について、指標の有効性の観点から評価した結果、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会の実現に向けた政策効果を把握するために有効なものと考えられる。

ウ 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合及び年次有給休暇取得率

推進助成金事業及び改善助成金事業については、両事業に係る助成金の受給者等において、平均所定外労働時間及び平均年次有給休暇取得率の改善の傾向はみられるが、「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合」の数値目標の達成に向け寄与する度合いは確認できなかった。

推進助成金事業については、①厚生労働省において、傘下事業場における週労働時間 60 時間以上の雇用者の有無は把握しているものの、その割合等の把握など定量的な把握は行われていない、②事業要綱等において、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の削減に向けた具体的な取組が明確になっていないなどの状況がみられた。

仕事と生活の調和の実現に向け、長時間労働の抑制は重要であり、「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合」及び「年次有給休暇取得率」の数値目標の達成に向けて、企業における労働時間等の設定の改善を一層促進するため、助成以外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き、効果が広範に及ぶ施策・事業の実施について幅広く検討することが望まれる。

エ 指標（メンタルヘルス）

指標（メンタルヘルス）について、指標の有効性の観点から評価した結果、その数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合といった参考指標の設定の必要があると考えられる。

支援センター事業については、指標（メンタルヘルス）に関する施策・事業の有効性の観点から評価した結果、その数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。

なお、本事業が指標（メンタルヘルス）の数値目標の達成に向け寄与する度合いは、事業規模（事業実施件数）からみて限定的であると考えられる。

支援センター事業については、①支援センターが実施した個別訪問支援の事業実績が委託契約書に定める最低実施事業場数を下回っているものがある、②支援センター及び都道府県労働局は、支援センター事業の周知啓発を行っているが、支援センター事業の認知度は低く、特に企業規模の小さい事業所において、その認知度が低い状況である、③支援センター事業の実施に当たって、都道府県労働局と支援センターとの連携が不十分となっているなどの課題がみられた。

オ 在宅型テレワーカーの数

本指標について、指標の有効性の観点から評価した結果、現状についてのよりきめ細かな把握・検証に資するため、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等を参考指標に設定するとともに、平成 27 年以降の政策効果を的確に把握・検証するため指標の見直しを行う必要があると考えられる。

厚生労働省のテレワーク普及促進対策事業及び国土交通省のテレワークの普及推進事業として実施しているセミナー等については、「在宅型テレワーカーの数」に関する施策・事業の効率性の観点から評価した結果、共催で開催するなど、より効率的な実施方法等について検討の余地があったと考えられるが、調査対象とした国土交通省のテレワークの普及推進事業のうち、セミナー等の開催については、平成 25 年度から廃止されることとなった。

カ 指標（短時間正社員制度）

短時間正社員奨励金等については、指標（短時間正社員制度）に関する施策・事業の有効性の観点から評価した結果、企業において短時間正社員制度が導入されるなど効果はみられるものの、指標（短時間正社員制度）の数値目標の達成に向け寄与する度合いは、事業の規模（支給件数）等に鑑みて限定的である。

短時間正社員奨励金は、認知度が低く、事業実績が低調となっていることから、数値目標の達成に向けてより効果的な事業になるよう見直しを行う必要がある。

なお、厚生労働省は、短時間正社員奨励金について、平成 24 年度末をもって廃止し、25 年度から企業内のキャリアアップを促進するための包括的な助成制度に整理・統合を行った。新たな助成制度においては、本評価結果を踏まえ、意欲の低い企業にもインセンティブが働き、効果が広範に及ぶよう改善を図るとともに、同様の観点から、助成以外の手法を用いた施策・事業についても幅広く検討する必要がある。

キ 指標（自己啓発）

キャリア・コンサルティングの環境整備事業については、指標（自己啓発）に関する施策・事業の有効性の観点から評価した結果、キャリア・コンサルティングを受ける者を増やすことは、その数値目標の達成に向けて、一定の有効性が認められる。

ク 指標（第1子）及び指標（男性育休）

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、指標（第1子）及び指標（男性育休）に関する施策・事業の有効性の観点から評価した結果、その数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。

なお、本取組が指標（第1子）及び指標（男性育休）の数値目標の達成に向け寄与する度合いは、都道府県労働局における事業所訪問件数等や企業の取組、個人の意識等の国の施策・事業以外の要因（外部要因）の影響に鑑みて限定的であると考えられる。

本取組については、①努力義務のある企業における一般事業主行動計画の策定・届出や子育てサポート企業の認定取得の促進、②育児・介護休業法に関する指導等を行っていく上で必要な事業所訪問の着実な実施の確保、③中小規模の事業者等への育児・介護休業法の周知及び規定整備の徹底などの課題がみられた。

ケ 保育等の子育てサービスを提供している割合

(7) 指標（保育サービス）

指標（保育サービス）について、指標の有効性の観点から評価した結果、算定方法において、認可保育所の利用児童数のみが計上されており、現在の指標（保育サービス）については、新制度の本格施行を見据え、算定方法の見直しを行う必要性が生じると考えられる。

家庭的保育者事業については、指標（保育サービス）に関する施策・事業の有効性の観点から評価した結果、その数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の有効性が認められる。

なお、本事業が指標（保育サービス）の数値目標の達成に向け寄与する度合いは、認可保育所と比べ限定的である。

また、本事業については、市町村における家庭的保育事業の拡大に当たって、家庭的保育者の「なり手」の確保が困難となっているなどの課題がみられた。

(イ) 指標（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業等については、指標（放課後児童クラブ）に関する施策・事業の有効性の観点から評価した結果、その数値目標の達成に向けた施策・事業として、相当程度の実効性が認められる。

また、本事業については、市町村における放課後児童クラブの拡充に当たって、実施場所及び放課後児童指導員の人材確保等が困難となっているなどの課題がみられた。

なお、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法の施行に向けて、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数等の基準等について検討されることとなるが、この検討結果を踏まえ、25年度末までに当該基準等を定める省令等を制定するほか、当該省令等の制定を踏まえ、市区町村において条例を制定することとされている。放課後児童指導員の人材確保については、こうした制度改正を踏まえ、今後、必要に応じ、所要の改善方策を講ずることが求められることから、当該方策の実施状況を注視していく必要がある。

コ 指標（育児家事時間）

男性の育児休業の取得促進事業については、指標（育児家事時間）に関する施策・事業の有効性の観点から評価した結果、その数値目標の達成に向けた施策・事業として、一定の実効性が認められる。

なお、本事業が指標（育児家事時間）の数値目標の達成に向け寄与する度合いは、本事業が社会的な気運の醸成を図ることを目的とした周知啓発事業であることや個人の意識等国の施策・事業以外の要因（外部要因）の影響があることに鑑みて限定的であると考えられる。

(3) 事業主としての国のワーク・ライフ・バランスへの取組状況

ア 職員のワーク・ライフ・バランスへの取組状況

国家公務員の年間超過勤務時間数は、横ばいで推移しているが、総務省では、その要因の一つとして、国会関係業務、国際関係業務、法令協議、予算折衝などの他律的な業務が多いことが考えられるとしている。

男性職員の育児休業取得率は、依然として低い水準で推移しているが、総務省では、男性職員が育児休業を取得しないことについて、「男性職員に対する育児休業に関する意識調査結果」から、主な要因としては、①配偶者が育児休業を取得して対応できたこと、②業務が繁忙であり他の人の迷惑になること、③育児休業中の収入が少なくなることなどが考えられるとしている。

イ 公共調達におけるワーク・ライフ・バランスの推進方策の取組状況

各府省では、ワーク・ライフ・バランス等に関連する調査事業等において、総合評価落札方式による一般競争入札を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等に関する評価項目を加点事由として評価項目に盛り込むこととしているが、平成 23 年度は 3 府省において 14 事業のみとなっており、その効果は限定的となっている。

一方、調査した 51 地方公共団体のうち、35 団体では、①建設工事等の競争参加資格審査において評価項目を設定、②総合評価落札方式において評価項目を設定、③物品購入等の少額随意契約において優先的に選定するなどの取組を行っている。

なお、内閣府等では、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画に基づき、今後、国の公共調達におけるワーク・ライフ・バランス等の推進方策を更に推進させるための方策を検討することとしている。

2 勧告

関係府省は、憲章及び行動指針に基づくワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策を効果的かつ効率的に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

(1) 国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実

- ① 複数の個別事業が含まれる施策・事業や毎年度の予算措置を必要としない施策・事業を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する主要な国の施策・事業については、ロジック・モデルを作成することなどにより、設定された数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付けること。

(内閣府)

- ② 憲章及び行動指針の点検・評価を担う評価部会の活動をより実効あるものとするため、評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の把握及びその効果の分析を行い、その結果に基づき国の施策・事業の見直しを行うこと。

また、その旨を評価部会開催要綱等に明確に記載すること。

(内閣府)

- ③ 同一の数値目標に対応する国の施策・事業について、関係府省間の重複の排除や連携の強化等により、施策・事業の有効性及び効率性を高める観点から連携推進会議の活用を図ること。

また、評価部会の点検・評価結果を踏まえた国の施策・事業の見直しを連携推進会議の機能として位置付け、その旨を連携推進会議開催要綱等に明確に記載すること。

(内閣府)

(2) 指標の設定等に関する見直しの実施

数値目標の達成に向けた現状の把握及び国の施策・事業の効果のよりきめ細かな把握・検証に資するため、フリーターの割合、若年層の不本意非正規の割合、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合、勤務先における制度に基づく在宅型テレワーカーの数等について参考指標を設定するよう、見直しを行うこと。

また、在宅型テレワーカーの数については、平成 27 年以降の政策効果を的確に把握・検証するため、指標の見直しを行うこと。

さらに、保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))については、子ども・子育て関連 3 法に基づく新制度における保育サービスの充実に向けた取組等を踏まえ、指標の算定方法の見直しを行うこと。

(内閣府)

(3) 国の施策・事業の効果的な取組の推進

- ① 推進助成金事業については、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の数値目標の達成に向けてより効果的な事業とするため、平均所定外労働時間の削減に加え、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の削減に向けた取組を事業内容に盛り込むよう、見直しを行うこと。

また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得の更なる推進を図るため、助成以外の手法も含め、意欲の低い企業にもインセンティブが働き効果が広範に及ぶ施策・事業について、幅広く検討すること。

(厚生労働省)

- ② 支援センター事業については、次の措置を講ずること。

- i) 事業場に対する周知の効果的な実施や訪問支援の適切な実施が確保されるよう事業の実施方法を検討し、その結果を踏まえ、契約内容等の見直しを行うこと。
- ii) 都道府県労働局に対し、支援センターとの連携を適切に実施するとともに、同事業の一層の周知を図るよう指導すること。

(厚生労働省)

- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等や育児・介護休業法に基づく育児のための両立支援制度に関する周知・啓発、指導等の取組については、効率的かつ効果的な実施方策を検討の上、同計画の策定等や育児休業制度の規定整備等が進んでいない中小規模の事業者等に対し、重点的に実施すること。

(厚生労働省)

- ④ 家庭的保育事業については、家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと。

(厚生労働省)

- ⑤ 放課後児童クラブについては、市区町村等に対し、余裕教室等の活用に関する推奨事例を情報提供するとともに、市区町村の担当部局と教育委員会の連携が一層図られるよう要請すること。

(厚生労働省及び文部科学省)